

議長／皆さん、おはようございます。

前日に引き続き、本日の会議を開きます。

市長から提出されました第 75 号議案から第 90 号議案までの 16 件を追加上程いたします。

日程に基づき、議事を進めます。

日程第 1. 第 54 号議案 平成 28 年度武雄市一般会計決算認定についてを議題といたします。

審査終了に基づく、一般会計決算審査特別委員長の審査の経過及び結果について報告を求めます。

末藤一般会計決算審査特別委員長

末藤一般会計決算審査特別委員長／おはようございます。

一般会計決算審査特別委員会の審査報告を申し上げます。

平成 29 年 9 月武雄市議会定例会において、本特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査に付されました第 54 号議案 平成 28 年度武雄市一般会計決算認定についてにつきましては、平成 29 年 11 月 6 日から 8 日までの 3 日間にわたり慎重に審査をいたしました。

審査の経過において各委員から執行部に対し意見が出され、次のとおり集約をいたしました。

第 1、審査の経緯を踏まえて、事業の内容については検証するとともに、今後とも検討、研究を重ねられ、かつ補助事業、委託事業等については、より一層の透明性をもって効果的な執行をされたい。

第 2、審査の経緯を踏まえて、今後の予算編成に反映させられたい。

以上、2 点を述べ、講評といたしたところでございます。

審査の結果、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上でございます。

議長／特別委員長に対する質疑を開始いたします。

8 番 石丸議員

石丸議員／今回、指定管理者の指定について案件が出ておりますけれども、委員会において教育委員会からどのような総括した説明があったのかを 1 点伺います。

2 点目としては、自治体通販及びシンガポール事務所についての議論がなされたように聞いておりますが、どのような議論がなされたのか、内容がわかっただけでお願いいたします。

議長／末藤一般会計審査特別委員長

末藤一般会計審査特別委員長／1 点目の図書館の指定管理の総括等についてお答え申し上げます。

ます。

執行部から平成 28 年度指定管理に係る管理業者決算についてはマイナス 727 万 7147 円の収支報告を受けている旨の報告がなされ、委員から平成 25 年度から 4 年間の収支状況の資料提出を求められました。

その求めに応じて資料が提出をされております。

それだけです、以上です。

それから 2 点目ですね。

2 点目の自治体通販について、またシンガポール事務所についてということで、今質疑がなされましたが、自治体特選ストアの執行額が倍増している分について委員から質疑があり、執行部からの説明では、それまで職員が行っていた商品の写真撮りなどの事業を委託業者にお願いしたことで増額になったという説明でございます。

一方でですね、経費節減の指摘があっているため、平成 29 年度は 10%から 15%ぐたいのその委託契約の削減に取り組んでいるとのことでした。

また、平成 28 年度の販売実績はですね、73 万 9585 円と説明がありました。

以上です。

そして、シンガポール事務所の年間負担金額として、当初参加されていた 7 自治体が、平成 28 年度は 4 自治体になったので、退会された自治体の理由について質疑がございました。

負担金は年間 300 万円で、退会された 3 自治体については最初から年限を決めて参加されていた、あるいは一定の効果が出たとして退会されたという説明を受けたところです。

以上です。

議長／質疑ございませんか。

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

第 54 号議案に対する討論を求めます。

23 番 江原議員

江原議員／ただいま議題となりました平成 28 年度一般会計決算の認定について、反対の立場で討論を申し上げます。

決算総額収入歳入 253 億 4141 万 6000 円、歳出 244 億 2281 万 7000 円に対して、次の 3 点にわたって反対を申し上げます。

第 1 に、7 の 1 の 2 の 19 節の 300 万の日本国地方政府シンガポール事務所負担金について反対であります。

シンガポール事務所は中止すべきであります。

事務所の運営費は当初 7 自治体が 4 自治体へ減っているのは、費用対効果に照らして必要性が認められなかったのではないのでしょうか。

平成 28 年度で敬老祝金が半減されましたが、このシンガポール事務所の人件費等を、もとい、人件費を活用すれば敬老祝金を削減するべきではなかったと訴えるものであります。

市民の暮らしを温めるためにこそ、その方向にこそ、市民にとって必要ではないのですか。

第 2 に 10 の 5 の 4 の 13 節、図書館の指定管理料の 1 億 1314 万 2857 円の支出に反対であります。

導入され 4 年経ちました。

この前、私が調べた中で、リニューアル時に購入した 1 万 134 冊の中の「まるもうけ」という本が、これは明らかに中古本だったではありませんか。

市のホームページ、図書館検索してみますと、蔵書検索が出てきませんし、該当なしという表示であります。

さらに、現場で調べてもらったら、この中のこの本の中にピンクのマーカーの印がついているではありませんか。

貸出の状況もなかった、明らかにリニューアル時の中古本の購入だという明確な証拠ではありませんか。

指定管理者制度の検証については、さらに議案として発表する前に新聞情報として、次期の管理者と管理料が発表されていました。

議会内で事前審査は注意とさんざん指摘されますが、どうしてこの件に関して野放しなのか。

このことこそ議会軽視ではありませんか。

当局執行部の姿勢を問うものであります。

第 3 に、10 の 1 の 3 目の官民一体型学校づくりの取り組みに反対であり、中止を求めます。はなまる学園〇〇小学校の取り組み、謝金旅費使用料及び賃借料、消耗品、印刷代の支出等であります。

さらに保護者から 1000 円の本代の費用徴収は認められません。

私はこの間の I C T 教育の取り組みでなく、政府、文部省も取り組みをスタートした 2011 年、平成 23 年の義務標準法改正で公立小学校 1 年生の学校編成の標準は 35 人となりました。

2 年生については予算措置ですので、教員加配措置で進められていますが、それ以外は 40 人学級のままとなっています。

いまだに政府平成、文科省はこの動きを進めようとされていません。

法改正時の附則で小学校 2 年生から 6 年生と、中学校の学級編制の標準を順次改訂するとしているのですから、武雄市が率先して 35 人学級、30 人学級を導入することこそ、全国に遅れをとっているこの問題で子どもの学力、人格の完成の目的である教育の目的を推進すべき

ことを訴えるものであり、以上３点、問題を指摘して反対の討論といたします。

議長／討論ございませんか。

19 番 川原議員

川原議員／皆さんおはようございます。

第 54 号議案 平成 28 年度一般会計決算認定について、賛成の立場で討論を行います。

今、地方自治体のおかれておりますゲンカの厳しい財政環境の中で、自主財源、また依存財源の確保に最大の努力をされ、一方、歳出におきましては管理経費の削減に努力をされたあとが随所に見られ、財政運営の効率化、健全化に細心の注意を払ったのが、この決算でありまして、この決算を認定することに何ら問題点もないと確信するものでございます。

一般質問の歳入歳出の決算状況は歳入 253 億 4141 万 6000 円、歳出 244 億 2281 万 7000 円で、前年度に比べ、歳入は 8 億 8114 万 1000 円の増、また歳出は 8 億 6838 万 6000 円の減で、実質収支は 5 億 8379 万 9000 円の黒字の決算状況でございます。

また、財政状況についても財政力指数は昨年より改善され、経常収支比率、実質収支比率、実質公債費比率についても特に問題がなく、\*\*\*の収納率も前年度より上回っており、努力の成果が見受けられます。

また、昨年 4 月にも発生いたしました熊本地震では、支援物資や義援金等の物的支援、また人的支援、また被災者の受け入れにもいち早く取り組み、武雄市の宿泊施設等においても地震の影響を少しでも軽減すべく、観光客、宿泊キャンペーンを実施するなど、スピーディな対応が大いに評価に値するものと思っております。

また、教育部門では官民一体型学校も 5 校に拡充されプログラミング教育も対象学年を拡大し、タブレットを活用した I C T 教育の推進はさらに推進、またさらには神村学園高等部の誘致など、評価できるものであります。

今後については、これからますます多額の財政事情が見込まれる中で限られた財源を効率的、効果的に活用し、費用対効果をしっかりと検証され、適切な財政運営を図られることを願い、本決算に賛成するものであります。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

議長／ほかに討論ございませんか。

討論をとどめます。

これより第 54 号議案を採決いたします。

本案は起立により採決を行います。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は特別委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。

よって、第 54 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

20 番 牟田議員

牟田議員／先ほど、賛成反対討論がありましたけども、我々もずっと聞いてて、例えばその反対討論の中に一般会計の中で、いろんなつらつら、例えばそのシンガポール事務所とか、いろんな部分で反対というのも十分理解しました。

その人の考え方ですね。

ただし、そのあとの学校関係の何十人学級の部分に関しましては、国の政策でということで前置きして言われました。

この辺は決算とは全く関係なく、悪い言い方をしますと、議事録に載せるために恣意的にそういうことを言われた可能性があるので、議長の判断をお願いいたします。

議長／静かに。

ただいま 20 番、牟田議員からの議事進行の中で、静かに、私が言っていますので静かに。

討論につきましては制約はございません。

しかし、制約がないというのは全部ないわけではございません。

やはり議題になっている議案に対しての賛成反対の意思表示ということで、やはり自分の意思を表明しながら、ほかの賛成、反対の皆さん方を自分に引き込むと、自分に賛同してもらおうと、そういったことが討論、反対賛成の討論の主旨でございます。

先ほど牟田議員さんからの言われたとおり、図書館の指定管理なんかも、つい最近これは出たことで決算には載っておりません。

あと 35 人学級とか何とかは、そこら付近は若干関連もあるかなと思いますけれども、これから討論につきましては、本当に議題に上がっている分に対しての、賛成反対の意思表示をお願いしたいと思います。

いいでしょうか。

次に行く分、忘れますのであんまり。

日程第 2. 第 51 号議案 平成 28 年度武雄市下水道事業特別会計決算認定についてから日程第 9. 第 59 号議案 平成 28 年度武雄市給湯事業特別会計決算認定についてまでの 8 議案を

一括上程といたします。

審査終了に基づく、特別会計等決算審査特別委員長の審査の経過及び結果について報告を求めます。

石橋特別会計等決算審査特別委員長

石橋特別会計等決算審査特別委員長／皆さんおはようございます。

平成 29 年 9 月武雄市議会の定例会において、本特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査に付されました第 51 号議案 平成 28 年度武雄市下水道事業特別会計決算認定について、第 52 号議案 平成 28 年度武雄市水道事業会計決算認定について、第 53 号議案 平成 28 年度武雄市工業用水道事業会計決算認定について、第 55 号議案 平成 28 年度 武雄市国民健康保険特別会計決算認定について、第 56 号議案 平成 28 年度 武雄市後期高齢者医療特別会計決算認定について、第 57 号議案 平成 28 年度武雄市土地区画整理事業特別会計決算認定について、第 58 号議案 平成 28 年度武雄市競輪事業特別会計決算認定について、第 59 号議案 平成 28 年度 武雄市給湯事業特別会計決算認定について、以上、8 件につきまして、平成 29 年 11 月 13 日から 15 日までの 3 日間にわたり慎重に審査をいたしました。

審査の過程において、各委員から執行部に対し意見が出され、次のとおり集約しました。

全体的なものとして、事業の推進にあたっては、長期的な展望に基づいて計画的に行うよう努められたい。

物品発注、業務委託、工事等については、地元優先を考慮されたい。

財政については、企業債等、有利な借り換えを積極的に進められ、あわせて効率的な基金運用を図られたい。

個別には第 51 号議案 下水道事業特別会計については、公共下水道への接続率向上に向けた P R 等にも努められたい。

健全かつ効率的な運営に鋭意努力されたい。

第 52 号議案 水道事業会計については、必要水量に基づき水資源の効率化を図り、施設改修については計画的に努められたい。

健全かつ効率的な運営に鋭意努力されたい。

第 53 号議案 工業用水道事業会計については、販路拡大に努められたい。

第 55 号議案 国民健康保険特別会計については、単年度の赤字の実態を認識し、広域化に向けて今後も健全な運営に努められたい。

ジェネリック医薬品等についての P R 等に鋭意努力されたい。

第 56 号議案 後期高齢者医療特別会計については、健全な運営のため鋭意努力されたい。

第 57 号議案 土地区画整理事業特別会計については、事業完了に向け計画に基づき、着実な事業の進捗に努められたい。

第 58 号議案 競輪事業特別会計については、リニューアルした設備機能を最大限活用し、来客者及び売上げ増、並びになお一層の地域経済の活性化に寄与するよう努められたい。

第 59 号議案 給湯事業特別会計については、販路拡大に努められたい。

このように申し述べ、講評といたしたところです。

慎重審査の結果、いずれも全会一致で原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

議長／特別委員長に対する一括質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声。

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については議案ごとに行います。

最初に、第 51 号議案 平成 28 年度武雄市下水道事業特別会計決算認定に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声。

討論をとどめます。

これより第 51 号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は特別委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声。

御異議なしと認めます。

よって、第 51 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 52 号議案 平成 28 年度武雄市水道事業会計決算認定に対する討論を求めます。

討論をとどめます。

これより第 52 号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は特別委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

>「異議なし」の声。

御異議なしと認めます。

よって、第 52 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 53 号議案 平成 28 年度武雄市工業用水道事業会計決算認定に対する討論を求めます。

>「賛成」の声。

討論をとどめます。

これより第 53 号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

>「異議なし」の声。

御異議なしと認めます。

よって、第 53 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 55 号議案 平成 28 年度武雄市国民健康保険特別会計決算認定に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

討論をとどめます。

これより第 55 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

>「異議なし」の声。

御異議なしと認めます。

よって、第 55 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 56 号議案 平成 28 年度武雄市後期高齢者医療特別会計決算認定に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

>「賛成」の声。

討論をとどめます。

これより第 56 号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

>「異議なし」の声。

御異議なしと認めます。

よって、第 56 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 57 号議案 平成 28 年度武雄市土地区画整理事業特別会計決算認定に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

>「賛成」の声。

討論をとどめます。

これより第 57 号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

>「異議なし」の声。

御異議なしと認めます。

よって、第 57 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第58号議案 平成28年度武雄市競輪事業特別会計決算認定に対する討論を求めます。  
討論ございませんか。

>「賛成」の声。

討論をとどめます。

これより第58号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

>「異議なし」の声。

御異議なしと認めます。

よって、第58号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第59号議案 平成28年度武雄市給湯事業特別会計決算認定に対する討論を求めます。  
討論ございませんか。

>「賛成」の声。

討論をとどめます。

これより第59号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

>「異議なし」の声。

御異議なしと認めます。

よって、第59号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

日程第10. 第60号議案 専決処分の承認についてを議題といたします。

第60号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声。

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本案は所管の常任委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声。

御異議なしと認めます。

よって本案は、所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声。

討論をとどめます。

これより第 60 号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声。

御異議なしと認めます。

よって、第 60 号議案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第 11. 第 61 号議案 武雄市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例を議題といたします。

第 61 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声。

質疑をとどめます。

本案は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 12. 第 62 号議案 武雄市庁舎移転に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といた

します。

第 62 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声。

6 番 松尾陽輔議員

松尾陽輔議員／一般質問でも質問を出してございましたけども、事前審査ということで答弁をいただけなかったものですから、今回、山内・北方支所が廃止、再編ということになるわけですが、今後、両支所の業務、また住民サービスを具体的にどのような形で検討をされておられるのか、お尋ねをさせていただきます。

議長／古賀企画部長

古賀企画部長／おはようございます。

ただいまの質問でございますが、今回、山内・北方の両支所を廃止した後につきましては、同町にいわゆる窓口業務を設置するというので、山内町におきましては現在の支所の一部、北方町におきましては現在の北方公民館の一部に窓口を設置する予定としております。

議長／ほかに質疑ございませんか。

23 番 江原議員

江原議員／同じ関連ですけど、62 号議案に対して第 4 条が書かれている、正式にこの間議論されてきましたけども、支所廃止は条例上、廃止するという明確な条例改正であります。町民の間に、非常に心配と危惧、ついきのうでも、ほんとに廃止になるんですかと、どうなるんですかという心配の声があり、なくさないでほしいという声を、きのうも耳にいたしました。

今、窓口業務として、山口・北方残すと言われておりますけれども、支所廃止にならないような制度をつくるべきだと訴えたいわけですが、市長いかがですか。

議長／古賀企画部長

古賀企画部長／今回の両支所の廃止につきましては、複数回に及び区長会等に説明をいたし

まして、一定の理解をしていただいていると思っております。

議長／23 番 江原議員

江原議員／明確に、条例上ですね、議会で正式に条例改正が行われるわけです、この議案で。

これまでそういう区長会等、駐在委員会等で報告をされておりました。

そういう中で、町民の間に心配と危惧があって、なくさないでほしいという声、この声にどう応えますかということを答弁求めているわけです。

ですので、窓口業務は残しますよと言われておりますけれども、本当にこれまでの支所機能、合併して町民の間にも、ほんとに、合併することでよりよいサービスが進むものだと認識して合併しているわけですよ。

でもこういう、12 年たって新庁舎のもとで支所を廃止するという明確な条例改正です。

ですからその町民の心配と危惧に対して、ちゃんと応えてください、どう応えるんですかということを質問しています。

議長／古賀企画部長

古賀企画部長／先ほども申し上げましたように、区長会のほうで説明をいたしております。

いろんな御意見をいただきまして、その結果一定のカンは、両町におきましては窓口業務等を設置するということで一定の御理解をいただいていると思っております。

議長／16 番 宮本議員

宮本議員／支所は廃止には反対じゃないんですけども、今窓口業務を一定期間って言われたですよ。

その一定期間がどのくらいなのかというのとですね、もう一つは支所を廃止したらあそこは支所ではなくて何になるかですね、文化施設になるか、元支所になるのか、その何になるのかですね、それが施設として共同事務所になるのか何なのか。

その内容はどうなっていくのか。

その総合管理者というか、そこのビル管理者はどうなっていくのか、その辺についてお聞きします。

議長／古賀企画部長

古賀企画部長／設置を予定しております窓口の期間については未定でございます。

支所の今後でございますが、予定では支所としては廃止になりますので、名称としても支所はなくなり、普通財産として管理をされることとなります。

議長／16 番 宮本議員

宮本議員／今のところはわかったんですけども、結局ですね、廃止してもあいとったらですよ、支所機能の一部みたいで、窓口業務の一部みたいで、これいろいろ使ったほうがいいですよ。

何か入ればもう入っていいんですけども、その辺の、その入居についてのこの計画というのはいつごろ立てられるんですかね。

議長／古賀企画部長

古賀企画部長／支所廃止後の予定でございますが、これについてまだ未定でございます。今後早急に協議をしてまいります。

議長／ほかに質疑ございませんか。

質疑をとどめます。

本案は、総務常任委員会に付託をいたします。

日程第 13. 第 63 号議案 武雄市職員の給与に関する条例及び武雄市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 63 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声。

質疑をとどめます。

本案は、総務常任委員会に付託をいたします。

日程第 14. 第 64 号議案 武雄市体育施設設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 64 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声。

質疑をとどめます。

本案は、福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 15. 第 65 号議案 武雄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 65 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声。

質疑をとどめます。

本案は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 16. 第 66 号議案 武雄市下水道条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

第 66 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声。

質疑をとどめます。

本案は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 17. 第 67 号議案 武雄市図書館・歴史資料館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

第 67 号議案に対する質疑を開始いたします。

8 番 石丸議員

石丸議員／今回の議案に対して、この直近の定例の教育委員会ではこのことに対してどのような議論があったのか伺います。

またですね、選定委員会においてですね、現在係争中の案件についてのお話があったのかどうか、以上 2 点お願いいたします。

議長／末藤こども教育部理事

末藤こども教育部理事／おはようございます。

まず教育委員会の中で、指定管理者、候補者の選定についての意見等についてですね、委員からですね、公募とするということですね、広くですね、皆さんに公募するというような選定というかですね、ということでですね、意見が出ておりました。

そしてですね、もう一つ、そしてあと指定管理者についてのですね、実績等についてもですね、質問が出されております。

以上でございます。

すみません、申しわけございません。

裁判のことについてはですね、議論はしておりません。

議長／水町総務部長

水町総務部長／おはようございます。

選定委員会のほうでも議論をいたしておりません。

議長／8番 石丸議員

石丸議員／ちょっと確認ですけれども、今回の指定の議決に対する必要な委員数というたら、過半数ですかね、それとも3分の2ですかね。

そこをちょっと確認したいと思います。

議長／委員の選定の決定の数字ですか。

\*\*\*委員さんの賛成の3分の2の同意。

水町総務部長

水町総務部長／少し確認させていただきたいと思います。

この件につきましては確認させてください。

議長／16番 宮本議員

宮本議員／委託にあたってですね、どういう内容か、以前から言っているように、その、どういう内容で決まっているのかなちゅうことでずっと思ってたんです。

もう今度、その事業計画書ちゅうのが、ちょっと1枚あるんですけども、もっこの配置計画とかですよ、普通、我々が2、300万借りるときでも、もうちょっとこういった資料をつけてですよ、どういうふうにするっていうな格好でするといな格好で出してないといか

んと思うんですけども、その配置計画とかですよ、その、人員も一緒になっているからどっちに何人おってどうかわかんわけですね。

その辺のその配置計画とかそういうのも別個あるんですかね。

議長／末藤こども教育部理事

末藤こども教育部理事／武雄市図書館・歴史資料館のですね、業務の仕様書に基づきましてですね、指定管理者のほうよりですね、業務における事業計画書が出されております。

議長／16 番 宮本議員

宮本議員／それには配置計画が書いてあって、それ閲覧することもできるんですかね。

議長／末藤こども教育部理事

末藤こども教育部理事／閲覧、配付することができます。

議長／仕様書の中にその\*\*\*。

末藤こども教育部理事／職員配置ですね、人員数、はい、係員、館長以下ですね、配置図と  
いうか、配置の書かれた表ありますので、はい。

議長／16 番 宮本議員

宮本議員／そしたら、知りたいのはですよ、こども図書館のほうに何人配置されるかを教えてください。

どういう方が何人配置されるか。

議長／末藤こども教育部理事

末藤こども教育部理事／今現在ですね、資料がございませんのでですね、後ほどですね、お知らせします。

議長／24 番 谷口議員

谷口議員／公募についての資料というか、公募要領等についてはまだ資料手元にないということでございますけども、これ内容的に、私たち今議会で論議をしているわけですから、その議会に提出できますか、今。

資料。

議長／谷口議員が言われたのは計画書のことを言われているんですか。

谷口議員／公募内容について論議をする、応募するかどうかを決めるためにはそういう提出された書類、あのついては精査する必要があるだろうと思うからその点を聞いているわけです。

議長／私が答弁するわけにはいきませんが、先の宮本議員の質問の中とダブった感じだと思います。

図書館の仕様書、仕様書に基づいて指定管理を募ってあると。

それに対して向こうも納得してですね、相手方が登録されているということですので、アルことができますか。

末藤こども教育部理事

議長／資料がなければ、資料提出を今言われおってるんですよ、今。

それは配置計画ですよ、どうぞ、はい。

末藤こども教育部理事／宮本議員からの御質問で、人員配置計画ですけど、議案資料のですね、別紙のほうのですね、1ページのほうに示しております。

はい、すみません、今回こども図書館の分の配置については別にですね、後日ですね、お知らせします。

議長／18番 山口昌宏議員

山口昌宏議員／執行部の方もですよ、審議が、委員会の審議ができるような答弁をしてくださいよ。

しかしですよ、今のような答え方をされて、今のような質問の仕方をされたらですね、審議ができないわけですよ。

俺、議長に言うたらなかけんが、ギキョウに言うとか議事進行やけん。

執行部は、もう少し考えて、書類がありませんって、きょうは議案審議の場ですよ、議案審

議の場に書類のなかってなんて言うもありえんやろ思う。

その辺をですよ、やっぱりもっと緊張感ば持ってやってくださいよ、お願いします。

議長／ちょっと待ってください。

今、18番 山口議員からの質疑の、質問の中でですね、書類がないとか、書類がない云々じゃないでしょ、仕様書っちゅうのがありますということの答弁を私はされたと思うんですよ。そこら辺をはっきりと言って、後ほど閲覧してくださいとか、そこら\*\*\*して、明確な答弁をお願いします。

松尾こども教育部長

松尾こども教育部長／おはようございます。

仕様書については、後で正式に提示をしたいというふうに考えております。

先ほど質疑ありました、スタッフの人員の件でございます。

先ほど理事に説明しましたように、館長以下全部で38名であります。

そのうち本館が28名、こども図書館が9名ということで予定をいたしております。

以上です。

議長／7番 池田議員

池田議員／まず最初に、2点お尋ねをいたします。

さきの一般質問の中で、視聴が演告で7万8000人という来館者数を言われたときに、その後、訂正がありました。

来館者数のカウントの仕方を一点お尋ねします。

そして、確認なんですけど、当初、契約をされたときに、公募がなかったと私は思っているんですけど、公募をされたのか、していないのか、そしたら、公募をなかったとしたら、契約の形態がどういう形態で契約されたのか。

随意契約になるのか、匿名随契という契約の仕方になるのか、その点お尋ねいたします。

議長／末藤こども教育部理事

末藤こども教育部理事／図書館とこども図書館の入場者のカウントでございますけど、本館のほうにゲート3台、こども図書館のほうへ2台設置しております。

これによりまして、来館者を算出しております。

次に、契約でございますけど、随意契約になります。

以上でございます。

議長／7 番 池田議員

池田議員／随意契約、ほかにプロポーザル等、何も行っていなくて1社の場合は匿名随契に当たると思いますが、随契ということですけど。

あと、前回、1社だったと思うんですよ。

指定管理者制度の運用についてという総務省からの通達があっている中にも、複数の申請書に事業計画書を提出させることが望ましいという助言がなされている中、先ほども、教育委員会の中で公募とする意見があったということでお聞きをいたしました。

今回、公募をされなかった、前回、1社だったので、当然、他の事業者の事業計画書と比較する必要があったと思うんですけども、今回、公募をかけなかった理由についてお尋ねをいたします。

議長／水町総務部長

水町総務部長／先ほど、理事のほうから、契約の関係で随契というような答弁をいたしましたけども、指定管理者制度につきましては、議会の議決を得て、行政行為として、行政処分として指定をするわけでございますので、随意契約ではございません。

それから、非公募に至った経緯ということでございますけども、これは、仕様書等を検討し、あるいはこども図書館が加わる、その業務の中身の確認、それからゲンカの意向等々も考慮しながら、それを評価して、実績の評価書を出させて、そして、選定委員会のほうで評価点等の吟味をいたしまして、非公募を決定し、これを教育委員会に通知をしたところでございます。

議長／7 番 池田議員

池田議員／先ほど、仕様書を、選考委員会の中で仕様書を出してもらったということですかね。

違う。

仕様書を向こうから出してもらったということなのか(?)。

仕様書はこちらから指定するものじゃなかったんですかね。

議長／水町総務部長

大丈夫ですか。

池田議員／もう３回目です。

それと、武雄市の公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の中にも、その第４条２のほうに、公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理にかかわる経費の削減が図られるものであるということについてどのように選定を、経費を削減することをきちっと書いてあります。

この点についてどのようにされたのかと、公募がなかった中に、その選定をされるときに、外部評価を実施しましたと。

その中に、どこの、他者の事業計画書と何も比較できない中に、質の高いサービスを提供できる事業者はカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社を除きほかにはないという、比べてないのに、どうやってほかにはないということが言えたのか。

その根拠になるものをお示してください。

議長／水町総務部長

水町総務部長／先ほど私が申し上げました仕様書については、ゲンカが作成した仕様書を選定委員会の中で議論をしたということでございます。

ですから、その仕様書なるものが、その業務の中身に照らして適切なのか、それから、不足はしていないのか、そこら辺の議論をゲンカの非公募方針というか、非公募というような、仮の方針も考慮しつつ、その仕様書の中身を議論したというところでございます。

それから、経費につきましては、その評価の中でも、９時から夜の９時まで、それから３６５日の開館、それから、先ほど教育部長から申し上げました、スタッフの人数、そこら辺の積算を財政課のほうでも検討、精査をして、そして判断をしたところでございます。

議長／松尾こども教育部長

松尾こども教育部長／今回の指定につきましては、庁内の選定委員会を経て、その庁内の選定委員会をもとに教育委員会で指定管理者候補の選定を決定されています。

一般の公の施設については、市長が候補者を選定することになりますけど、教育委員会の所管に属する公の施設ですので、今回は教育委員会で指定管理者の選定を行ったものであります。

先ほどから言われていますように、一般的には公募ということになりますけれども、条例の第５条には特例というものがございます。

その特例についての内容については、公の施設の性格の規模、機能等を考慮し、設置目的を最も効果的、かつ効率的に達成することができる団体があるときには、公募によらず、選定ができるという規定に基づきまして、この間のＣＣＣの実績、それと、満足度の高いサービスの提供、あわせて、新しいこども図書館の運営にＣＣＣの過去のノウハウが活用できるといった点から評価を行ったものであります。

費用についても、実際今のＣＣＣで運営を行っていただいています。

９時から９時まで３６５日間、これを実際、市で直営ですれば幾らになるかということでも算定をいたしております。

その差でも５０００万のコストダウンが図られるということ等から、今回、ＣＣＣということで決定を、教育委員会としては決定されたと、選定されたということになります。

以上です。

議長／２３番 江原議員

江原議員／まず、１点目ですが、平成２４年度のときに、ＣＣＣ社から事業計画書が出されているわけですが、このときの１番裏面に、様式第３号の２に収支予算書というのが提示されています。

その当時の収入１億１０００万、指定管理料、５年間。

支出に対して１億１０００万の支出収支予算書が提出されています。

今回、参考資料として出されておりますが、たった１枚です。

その裏面にも事業収支計算書の計画書がありません。

なぜないんですか。

私はこの最大の問題は、決算のときに収支報告書っていうのが出されました。

ですけど、この今回、提出しなければならない書類が提出されてないんですよ。

だから、この５年間の収支の当初の計画に対して５年間どうだったかということは、決算のときこういう形で出されましたけども、この当時の５年前の収支計算書出されましたけれども、その帳簿を合わせて今後どうするかと。

次の補正予算書に債務負担行為が出されているわけです。

ダブるかもしれませんが、この条例の提案のときに審議する材料として出てないんですよ、９億円の根拠が。

まずこの点について、その資料を出してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

議長／松尾こども教育部長

松尾こども教育部長／参考資料というか、必要な資料ということで、審議上必要ということで、指示を受ければ出していききたいというふうに考えます。

議長／委員会るとき。

委員会で報告書を出すですね（？）。

それはもう委員長と話して。

23 番 江原議員

江原議員／私、途中の答弁で、要望があれば出しますって、私それね、問題ですよ。

いやこれ、平成 24 年ですよ、24 年のときに出された資料ですよ、平成 24 年のときの。

そのときのページ数は何ページでしたか、6 ページありますよ。

今回、たった 1 ページ。

だから、収支計算書が提出されてない。

あるなら今、出してほしいと思いますが。

質疑、たった 3 回しかできないとなるとね。

もう 1 点です。

じゃあ、選定委員会で、この間、議論してきたと言われてます。

選定委員会のときの、今の部長の答弁を聞いてますと、にぎわい創出、いわゆる新しいライフスタイル型の図書館像として努めていただいていると。

そういう評価のもとで選定いたしましたという報告、答弁です。

では、いろいろ問題にされていた選書問題、あるいは当時の館長が、こういう、ある雑誌にこういうインタビューに答えておられます。

だから、選定委員会の内容について聞いてるんですよ、いいですか。

この選定委員会の報告は、議論の仕方、こういうことを議論したんですかと聞きたいんですよ。

この当時の館長は、副本は 2 冊までと。

どんなに売れ筋でも副本は 2 冊までとなってるんですよ。

言っているんですねインタビューに。

しかし、結果として、副本 2 冊以上買っていたこと、こういう選書のあり方、これは今後、指定管理者として、引き続き選書のあり方が問われていくわけです。

これは図書館事業をする上で、最大最高のキテンだと私は思います。

ですので、この間の 5 年間の選書のあり方、当時、副本は 2 冊までと言っていた館長の答弁に対して、そういう議論をされた経緯はありますか。

議長／答弁の前に、以前にも資料がなければ審議できないとかいろいろ意見がございました。そのとき、私は何回も申してるのは、そういうのが必要であれば、私のほうに資料提出のそれを出していただくと。

そしたら執行部のほうにお願いするんですよね。

その手順を踏んでいただいて、その後、そういうことは言っていただきたいと思います。

議案審議のときは自分の意見は言ってならないと、議員必携に必ず（？）載っておりますので、そこだけは重々承知しながらの質問をお願いしたいと思います。

ほかに。

答弁、今の 23 番議員の答弁。

わかりますか。

江原議員／そういう私の今の、この 5 年間のこの議案ですからね。

／1 枚とか\*\*\*おかしいと。

／\*\*\*議論の仕方。

議長／静かに。

／明確な選定委員会の話でしょう。

議長／質問者と答弁者の立場に立って、議事進行しておりますので。

あと、答弁。

水町総務部長

水町総務部長／選書にかかる、今、問題になっているところの議論はいたしておりません。

議長／23 番 江原議員

\*\*\*議員、静かに。

江原議員／私は、この 5 年間のある新聞でも、この取り組みの評価については、主張で（？）図書館のありよう、内容について議論すべきだ、そういう評価をマスコミ等でも注目されているんですよ。

ですから、この指定管理者の選定について、12 名ですか、いわゆる図書館、教育委員会とは

別個に、総務部のほうで、この選定委員会というものを設けられました、12名で。

私それも疑問なんですけども、教育委員会でも、そういう内容についてはほとんど議論されていません。

だから、私が今質問した、副本2冊までという、この今までリニューアル以前もこの原則を貫いててきていたんですよ。

しかし今回、それがリニューアル時で問われているわけです。

そういう問題について、ちゃんと議論されて、その説明をしてくださいと。

そういう、この間の行為について、ちゃんと選定委員会で答えてくださいと言っているんですよ。

いかがですか。

議長／23番 江原議員の質問には、自分の考え、意見が、私は思う、私は考えるんですよと、意見、そういう私的なあれが大分盛り込まれているようですので、議案に対する質疑をお願いしたいと思います。

答弁を求めます。

水町総務部長

水町総務部長／選書についてはこれまでの手続にのっとりまして、担当部局、教育部のほうできっちりとなされているはずでございます。

選定、指定管理の選定委員会の中ではその件に関する議論はいたしておりません。

／きちんとしてなかったから\*\*\*。

議長／静かに、静かに。

質疑をとどめます。

本案は、福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第18. 第68号議案 武雄市農業委員会の委員の任命の特例の適用についてを議題いたします。

第68号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声。

本案は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 19. 第 69 号議案 平成 29 年度武雄市一般会計補正予算（第 5 回）を議題といたします。

第 69 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声。

7 番 池田議員

池田議員／一般会計補正予算（第 5 回）、69 号議案ですね、この中で、クールジャパンを活用したタイ旅行会社の招聘事業ですかね。

この部分なんですけれども、現在シンガポール事務所でいろんなツアーの造成等されていると思いますけれども、報告書等でもいろんなタイとかそういうところの造成も行っているという、報告書に書いてありましたけれど、今回予算をかけて、これをこのクールジャパンを活用した事業をする必要というか、その目的と、これをやるこの事業の中身について説明をお願いいたします。

議長／千賀営業部長

千賀営業部長／おはようございます。

今、御質問ございました 7 款のほうで予算をお願いしております。

タイ旅行会社招聘事業委託料の 45 万 1000 円の部分だと思います。

今回、タイ旅行会社の招聘事業ということで、タイの旅行会社の社員さん 4 名でございますが、を対象として、当初は武雄市、佐世保市、北九州市、下関市、この 4 市で連携を組みながら福岡空港離発着ということもございましたので北部九州山口県、そこの分の連携をしてタイからの誘客を図るという目的で今回事業に取り組む予定としております。

内容としましては先ほど申しましたが、ツアーで 5 泊 6 日を予定しておりまして、当市にも一泊される予定でということで、各市の観光素材等の P R を行って、タイからのお客様、そういったもののツアーを組んでいただくような仕掛けを今回試みるということで考えております。

本市での部分としましては武雄焼きの体験、あるいはお抹茶の体験、温泉への入浴、宇宙科学館視察等を予定しております。

時期的には 1 月下旬から 2 月上旬の実施予定ということでございます。

議長／16 番 宮本議員

宮本議員／同じく、(16) ページの小学校の空調の件ですけれども、空調が本格的に整備されてよかったなと思います。

夏休みの活用とか、そういうのもできていいのかなと。

ただ、集中管理と言うんですかね、市役所みたいに集中管理で何度になったときのこういふときにこうなるとか、それとも、各教室で先生なり、エアコン担当の子どもが入れるようになるのか、その辺の大まかなルールについてお聞きしたいと思います。

議長／松尾こども教育部長

松尾こども教育部長／空調の管理のルールということですが、ちょっと私、今、手持ち持ちませんけれども、現にもう中学校では普通教室等に空調を設置しております。

そのときの状況なり、ルール、基準を参考に今後も設置後は使用をしていきたいというふうに考えます。

議長／千賀営業部長

千賀営業部長／すみません、先ほどの池田議員の質問で1点訂正を申し上げたいと思います。

各市の連携の中で当初4市と申しました。

確かに当初4市の予定で今回タイとのつながりということもございましたので、鹿島市に当市から呼びかけをいたしまして、最終的には5市連携で行うということでございます。

訂正をいたしたいと思います。

議長／質疑をとどめます。

本案は、所管の常任委員会に分割付託をいたします。

なお、付託区分については、お手元に配布の区分表のとおりでございます。

日程第20、第70号議案 平成29年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）を議題といたします。

第70号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声。

質疑をとどめます。

本案は、福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 21. 第 71 号議案 平成 29 年度武雄市土地地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 回）を議題といたします。

第 71 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声。

質疑をとどめます。

本案は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 22. 第 72 号議案 平成 29 年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第 3 回）を議題といたします。

第 72 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声。

質疑をとどめます。

本案は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 23. 第 73 号議案 平成 29 年度武雄市水道事業会計補正予算（第 2 回）を議題といたします。

第 73 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声。

質疑をとどめます。

本案は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 24. 第 74 号議案 平成 29 年度武雄市下水道事業会計補正予算（第 2 回）を議題といたします。

第 74 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声。

質疑をとどめます。

本案は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 25. 第 75 号議案 武雄市職員の給与に関する条例及び、武雄市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例及び、日程第 26. 第 76 号議案 武雄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び、武雄市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の 2 件を、一括議題といたします。

提出者からの説明を求めます。

水町総務部長

水町総務部長／第 75 号議案 武雄市職員の給与に関する条例及び武雄市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例、第 76 号議案 武雄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び武雄市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、一括して説明を申し上げます。

まず第 75 号議案、議案書その 2、1 ページでございますが、一般職と再任用職員及び任期付職員の給与に関し、一部改正をお願いしております。

勤勉手当について、一般職の支給率を 0.1 月分、再任用職員の支給率を 0.05 月分、任期付職員の期末手当の支給率についても 0.05 月分を増額し、合わせて 30 年度からは 6 月と 12 月のそれぞれの手当が等分になるよう改正するものでございます。

76 号議案、議案書 4 ページでございますが、武雄市議会議員の皆様方の期末手当、市長、副市長及び教育長の期末手当の改正をお願いしております。

具体的には、ことし 12 月の期末手当の支給率を、年 0.05 月分増額し、30 年度からは 6 月と 12 月の期末手当に 0.025 月分ずつ振り分けさせていただく内容としております。

いずれも人事院勧告により、国家公務員及び佐賀県職員の給与改定がなされておりますので、これまで同様これに準じた改正を提案させていただいております。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長／第 75 号議案及び第 76 号議案に対する一括質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声。

質疑をとどめます。

以上の2議案は、総務常任委員会に付託をいたします。

日程第27. 第77号議案 財産の取得についてから、日程第30. 第80号議案 財産の取得についてまでの、以上4件を一括議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。

水町総務部長

水町総務部長／第77号議案から第80号議案 財産の取得について、一括して補足説明を申し上げます。

議案書その2、6ページから13ページになります。

この4議案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定に該当するため、議会の議決をお願いするものであります。

取得する財産につきましては、新庁舎にて使用する重機及び事務用家具類で、納入業者の選定に当たっては入札参加資格審査委員会の審査を経て、指名競争入札を12月6日に行い、12月12日に仮契約を締結したものであります。

いずれも納期は議決日の翌日から平成30年3月28日までとなっております。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長／これより質疑を開始いたします。

質疑については、議案ごとに行います。

まず、第77号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

16番 宮本議員

宮本議員／ちょっと、その4つに共通する部分なんですけれども、この市役所内の備品について、どういふのを入れるんですかと以前からずっと言っていて、そこまではわかりませんということで、私個人的にお尋ねしても詳細は聞けませんでした。

その理由というのは何なのかというと、今オフィスが、昔みたいな島形ではなくて保険会社とか何とか壁側を向いて集中できるというか、そういう形のオフィスとかになっているもので、島形も必要ですけれども、そういう集中型のオフィスというんですか、そういうのを都会のほうですか、そういうところではもうずっと進んでいるので、そこを見たいといったんですけれども、そのときはわからんやったということで、今この一覧表を見せてもらっても、どういふ配置になっとなって、どういふ机を入れてあるのか、どういふオフィス形態になっているのかがわからないので、その辺を教えてほしいということと、もう一点は、4つに分けて、その入札してある意味合いというのはどういふところにあるのかをお聞きします。

議長／水町総務部長

水町総務部長／詳細につきましては、常任委員会で求められた場合に資料を提出いたしまして、御説明をさせていただきたいと思います。

この議案を4本に分けた理由でございますが、予算につきまして1億7000万をいただいておりますが、その量も額も非常に膨大でございましたので、物品調達上の難易度、それから見積の期間、納品の期間等を考慮して4つに分けたものでございます。

議長／16番 宮本議員

宮本議員／その4つの分け方というのは金額的に分けてあるんですかね、その分け方の理論というんですか、5つじゃなんでいかんやったか。

多くの業者の人に、地元業者をするならば、5つ、6つに分けてもよかったですろうし、そのことが1点。

それともう1点は、要は旧来型の島型のオフィスづくりになっているのかどうか、その辺についてお聞きします。

議長／水町総務部長

水町総務部長／4つの分類の方法につきましては、什器類あるいは品物の種類によってということと、それから各階層、1階から6階までございますが、5階を除いた全てのそれぞれの階に応じて区分をいたしました。

それから、作業デスクにつきましては、いわゆる先ほど議員おっしゃいました島型の配置を考えております。

議長／23番 江原議員

江原議員／1点目に、77号、80号、この取得の相手方、株式会社c o t o d e、次の議案、江里口文具店、次がヤマザキ商事、次が窓辺、4社が分割して指名、落札されて、議案としてなっているわけですが、この4つの相手方の中で、c o t o d eの会社、これは情報産業ではないんですか。

これまで市政の中にかかわられている、特に物産まつりのこの自治体特選ストアはこのc o t o d eが運営されてるんじゃないかなと思います。

この会社がどうして事務器具のこの入札相手になっているか、定款をお示し願いたいと思うんですが、あわせて、80 号の窓辺有限会社についても、私の知っている認識ではインテリア業をされているわけですけど、この事務器具取り扱い、什器等のそういう、こういうのされているのか、まず 1 点お願いします。

議長／水町総務部長

水町総務部長／参加された事業者の方につきましては、入札参加資格審査申請を出していただいておりますので、その指名願いの中身をきちんと吟味した上で、入札に参加をさせていただきます。

議長／23 番 江原議員

江原議員／もちろん、多分提案した以上、入札に参加していただいた、多分そうだろうと思いますが、そのためにこの 2 社の定款を資料として出してほしいと。

お願いします。

次の点で、この指名入札に参加した業者は何社ですか。

先ほど各階ごとと言われました。

6 階建てでしょ。

5 階に税務署(?)が入ると。

残る 5 階になるわけですけど、各階ごとと言われましたけれど、それについて先ほどの答弁とからんで御答弁ください。

議長／水町総務部長

水町総務部長／まず、入札に参加された事業者の方は 9 社でございます。

それから先ほど、階を考慮してということで申し上げました。

1 つは、特殊取得物品は 5 階を除く全フロアの事務用デスク及び付属品が 1 つ。

それから事務用イス及び応接セット等が 1 つ。

それから、1 階、2 階のデスク、イス以外のキャビネット類等。

それから 3、4、6 階のデスク以外のキャビネット類。

そういった分類で入札を行ったところでございます。

議長／質疑をとどめます。

次に、第 78 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声。

質疑をとどめます。

次に、第 79 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声。

質疑をとどめます。

次に、第 80 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

23 番 江原議員

江原議員／4つの入札指名業者でそれぞれ4社あったわけですが、じゃあ、c o t o d e 社と窓辺社、この2社がこの事務什器の取り扱いの過去の事例があるかどうか、提出してください。

議長／提出できますか。

水町総務部長

水町総務部長／後ほど提出させていただきたいと思います。

議長／部長、委員会のほうで提出されるようであつたら、委員長のほうにしっかり許可を取ってもらってから提出をお願いします。

23 番 江原議員

江原議員／今の資料については、委員会、来週ですのきょう中に出していただければと思います。

議長／間に合いますか。

努力するそうです。

質疑をとどめます。

以上の4議案は、総務常任委員会に付託をいたします。

日程第31. 第81号議案 武雄市新庁舎建設(建築主体)工事請負契約の一部変更についてから、日程第34. 第84号議案 武雄市新庁舎附属棟建設車庫北棟(建築主体)工事請負契約の一部変更についてまでの、以上4件を一括議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。

水町総務部長

水町総務部長／第81号議案 武雄市新庁舎建設(建築主体)工事請負契約の一部変更についてから、第84号議案 武雄市新庁舎附属棟建設車庫北棟(建築主体)工事請負契約の一部変更についてまで、一括して補足説明を申し上げます。

議案書その2の14ページからでございます。

いずれも工事の設計変更に伴い、契約金額に変更が生じますので、武雄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議決をお願いするものであります。

建設主体工事では、1階の電動シャッターの仕様変更、3階、文書庫の移動式書架の仕様変更などにより、1478万8444円の増額。

電気設備工事では太陽光パネルの仕様の変更や、監視カメラの増設などにより、851万7960円の増額。

機械設備工事では、給湯設備を電気方式からガス方式に変更したことなどにより、228万7440円を増額しております。

また、新庁舎附属等建設車庫北棟(建設主体工事)につきましては、文書倉庫に設置いたします移動式書架について、文書の収納量の拡大を図るため、書架の仕様変更をいたしたく、388万440円を増額するものでございます。

いずれも平成29年12月12日付けで仮契約を締結しております。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長／これより質疑を開始いたします。

質疑については、議案ごとに行います。

まず、第81号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声。

質疑をとどめます。

次に、第 82 号議案に対する質疑を開始いたします。

16 番 宮本議員

宮本議員／さっき給湯を電気からガスに変えられたというのは、これになるんですかね。

議長／水町総務部長

水町総務部長／見込まれます電気料等を考慮し、変更したものでございます。

議長／16 番 宮本議員

宮本議員／普通、今、エコキュートって言って、夜間電力を使って、ガスから電気にかえますよね。

その夜間電力を使ってもガスのほうが安くなるんですか。

議長／水町総務部長

水町総務部長／デマンド等の電気使用量を予測し、判断したものでございます。

議長／質疑をとどめます。

次に、第 83 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声。

質疑をとどめます。

次に、第 84 号議案に対する質疑を開始いたします。

> 「なし」の声。

質疑をとどめます。

以上の 4 議案は、総務常任委員会に付託をいたします。

日程第 35. 第 85 号議案 平成 29 年度武雄市一般会計補正予算(第 6 回)から日程第 40. 第

90 号議案 平成 29 年度武雄市下水道事業会計補正予算(第 3 回)までの、以上 6 件を一括議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。

水町総務部長

水町総務部長／第 85 号議案 平成 29 年度武雄市一般会計補正予算（第 6 回）から、第 90 号議案 平成 29 年度武雄市下水道事業会計補正予算（第 3 回）について、一括して御説明申し上げます。

一般会計と 3 つの特別会計及び 2 つの企業会計の計 6 本の補正予算につきましては、人事院勧告に伴います企業改訂のための人件費の増額補正をお願いするものでございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長／第 85 号議案から第 90 号議案までの、以上 6 議案に対する一括質疑を開始いたします。  
質疑ございませんか。

> 「なし」の声。

質疑をとどめます。

以上の 6 議案は、給与改定による人件費の補正予算に対する議案であることから総務常任委員会に付託をいたします。

日程第 41. 報告第 9 号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告第 9 号に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声。

質疑をとどめます。

本件は法令に基づき報告されたものでありますので、この程度にとどめたいと思います。

日程第 42. 報告第 10 号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告第 10 号に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声。

質疑をとどめます。

本件は法令に基づき報告されたものでありますので、この程度にとどめたいと思います。

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。